

医政産情企発 0514 第 2 号
令和 8 年 5 月 14 日

公益財団法人 日本訪問看護財団 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長
(公 印 省 略)

中東情勢を踏まえた医療用手袋の備蓄放出について

平素より、厚生労働行政に御尽力、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の中東情勢による医療用物資等への供給の影響を踏まえ、国においては、製造販売業者や卸、医療機関に対する情報提供窓口の設置や個別のヒアリング等を通じて、医療物資等の供給状況に係る情報収集を行っているところです。

このうち、医療用手袋については、全体として、直ちに供給が不足する状況ではない一方で、流通の混乱を避けるため、通常の発注量を超えるような発注については調整を行っている例や、一般のネット通販では取引を停止している例があり、結果として歯科診療所など、一部の医療機関において手袋の確保が困難になっている状況が生じているところです。

国においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、パンデミックの発生に備え、非滅菌手袋等の個人防護具を備蓄しているところ、今般の状況を踏まえ、確保が困難となっている医療機関向けに、まずは、医療用手袋 5000 万枚を放出することとし、今後の供給状況を踏まえ、必要に応じ追加で放出することといたしました。

放出にあたっては、医療機関において G-MIS を活用し、「緊急配布要請 (SOS)」を行っていただき、都道府県及び国においてその要請を受け付けたうえで、販売事業者を通じて医療機関に手袋を販売する流れを想定しています。

つきましては、貴会におかれましては、下記の内容及び別添 1～4 について会員に周知いただきますようお願いいたします。

なお、会員から本件について問い合わせがあった際には、貴会において可能な範囲でご対応いただくか、都道府県もしくは厚生労働省に適宜おつながりいただく等、円滑な要請にご協力いただきますようお願いいたします。

また、医療用手袋については今後の供給状況を踏まえ、必要に応じ追加で放出を行うこととしています。各会員における医療用物資の発注等にあたっては、当

面の必要量に見合う量のみ発注する等、引き続き適切な対応にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 医療用手袋の放出について ※別添1参照

(1) 放出スキームについて (別添1【医療機関用】p2～5)

医療用手袋の放出については、1～7の流れで医療機関に購入いただきます。それぞれの具体の手続き詳細については、別添1【医療機関用】p2～5をご参照ください。また、1におけるG-MISの操作にあたっては、別添2【医療機関用】G-MIS週次調査マニュアル及び別添3【医療機関用】G-MIS緊急配布要請マニュアルをご参照ください。

- 1 (医療機関) 医療機関がG-MISの週次調査に回答のうえ、手袋を要請※
- 1' (医療機関) 販売業者の購入サイトにおいて、施設名、住所、医療機関コード、メールアドレス等の必要情報を登録
(購入サイトのURLは5月15日より厚生労働省HPに掲載)
- 2 (都道府県) G-MIS上で各医療機関の要請内容を確認するとともに、配送要否、枚数等の必要事項を入力
- 3 (厚生労働省) G-MIS上で都道府県記入内容を確認するとともに、必要事項入力のうえ、要請を承認
- 4 (厚生労働省) 手袋を販売する必要がある医療機関リストを国から販売業者に送付
- 5 (販売業者：アスクル株式会社) 販売業者から、1'で登録した医療機関のメールアドレス宛に連絡
- 6 (医療機関) メール連絡を受け、販売業者のサイトより購入手続き
- 7 (販売業者：アスクル株式会社) 医療機関宛に手袋を配送

※原則G-MISを通じた要請のみ受付予定ですが、G-MIS上での要請が困難な医療機関におかれては、各都道府県にご相談いただきますようお願いいたします。(問い合わせ先については(4)参照)

(2) 緊急配布の要否の判断方法について (【医療機関用】別添1 p5・別添4 緊急配布要請条件チェックシート)

医療機関におかれては、G-MIS上の週次調査において、医療用手袋に関し、以下の内容について回答いただきます。

- ①在庫量
- ②1週間の想定消費量
- ③1週間の購入見込み量

当該調査において回答した医療機関の在庫量が、以下の条件を満たしている場合に、今回の緊急配布の対象となります。

各医療機関におかれては、要請を行う前に、別添4 緊急配布要請条件チェックシートもご活用いただき、必ず自身の在庫量等が以下の条件を満たしているか、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

【条件】

①在庫量 < (②今後1週間あたりの想定消費量—③今後1週間に購入できる見込み量) × 4

(3) 販売する枚数等について

医療機関におかれては、G-MIS 上の週次調査において、医療用手袋に関し、「1週間の想定消費量」について回答いただきます。

販売する枚数については、想定消費量の2週間分(1週間の想定消費量 × 2)の数値に応じて、1000枚単位で切り上げた数が医療機関の購入可能数となります。

例：1週間の想定消費量 × 2 が

- ① 1～1000枚の場合：1セット【1000枚(10箱)】を購入可能
- ② 1001～2000枚の場合：2セット【2000枚(20箱)】まで購入可能
- ③ 2001～3000枚の場合：3セット【3000枚(30箱)】まで購入可能 等
(以降も同様)

※1セット(1000枚(10箱))が最小の販売単位であり、セット単位でサイズ指定が可能。

例：③に該当する医療機関においては、3セットまで購入可能であり、Sサイズを2セット、Mサイズを1セットなどサイズごとにセット数を指定して合計3セット購入することが可能。

(4) 問い合わせ先について

問い合わせ内容に応じて問い合わせ先が変わります。【医療機関用】別添1p9をご参照ください。

(5) 今後のスケジュールについて

【要請受付第1弾】

- 5/18（月） 9時～5/20（水） 17時迄：医療機関からの要請受付
- 要請受付時～5/21（木） 17時迄：都道府県において医療機関の要請内容を確認
- 5/22（金）：国において医療機関の要請内容を確認・販売業者にリスト提供
- 医療機関における購入手続後：販売業者から各医療機関に順次配送

【要請受付第2弾】

- 5/20（水） 17時～5/27（水） 17時迄：医療機関からの要請受付
- 要請受付時～5/28（木） 17時迄：都道府県において医療機関の要請内容を確認
- 5/29（金）：国において医療機関の要請内容を確認・販売業者にリスト提供
- 医療機関における購入手続後：販売業者から各医療機関に順次配送

※以降も毎週水曜 17時要請迄のスケジュールで要請を受付予定です。

（放出状況等を踏まえて要請受付の停止等を行う場合には厚生労働省から別途ご連絡いたします。）

(6) 厚生労働省 HP

医療用手袋の備蓄放出に関する補足情報等は以下の厚生労働省HPに掲載予定ですので、必要に応じ参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_73131.html

添付資料

- 別添 1_【医療機関用】医療用手袋の要請の流れについて
- 別添 2_【医療機関用】G-MIS 週次調査マニュアル
- 別添 3_【医療機関用】G-MIS 緊急配布要請マニュアル
- 別添 4_【医療機関用】緊急配布要請条件チェックシート

以上